

【資料 3】

鹿 児 島 海 区

漁 業 調 整 委 員 会 資 料

令 和 8 年 5 月 2 5 日

【議題 3】

漁業許可等に関する取扱方針の改正について(協議)

棒受網漁業の許可等に関する取扱方針

棒受網漁業の許可又は起業の認可については鹿児島県漁業調整規則に定めるもののほか、この取扱方針に定めるところによる。

1 許可統数及び船舶規模

- (1) 許可統数は、1 経営体 1 統とする。
- ~~(2) 使用漁船は、原則として 10 トン未満とする。~~

2 操業区域

地先海域とする。ただし、漁業調整上必要があるときは、区域を制限する。

3 条件

- (1) 共同漁業権区域内では、その漁業権者の同意を得、その同意書を携帯しなければ操業してはならない。
- (2) 定置漁業（小型定置を含む）操業中は、その身網設置部から半径 2,000 メートルの区域内で操業してはならない。
- (3) 日の出から日没までの間は、操業してはならない。
- (4) 他の漁業の操業中は、その操業を妨害してはならない。

附 則

- (1) この取扱方針は、昭和 54 年 5 月 1 日から施行する。
- (2) この取扱方針は、昭和 63 年 4 月 22 日から施行する。
（操業区域、制限又は条件(4)の一部改正）
- (3) この取扱方針は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。
（漁業調整規則改正に伴う（制限又は条件）改正）
- (4) この取扱方針は、平成 23 年 7 月 29 日から施行する。
（許可対象者(4)の一部改正）
- (5) この取扱方針は、令和 6 年 9 月 19 日から施行する。
（許可対象者の削除、修辭上の修正）
- (6) この取扱方針は、令和 8 年〇月〇日から施行する。
（船舶規模の削除）